

県と公社等の委託事業に係る随意契約状況調査票(令和元年度)

部等名 農林水産部
課名 村づくり計画課

公社等名 沖縄県土地改良事業団体連合会

No.	委託業務名	委託業務内容	契約額(千円)	随意契約の方法			随意契約の理由	再委託の有無	再委託の理由	県の担当課
				1者随契	相見積	プロポーザル				
1	真壁第2地区計画設計補足業務	真壁第2地区の事業採択に向け補足業務を行い、計画策定に資する必要な書類の作成	935		○		本業務は、真壁東第2地区で平成30年度に土地改良事業団体連合会が受注した計画策定業務の補足業務である。 本業務の設計額が100万円未満となっていることから、随意契約を行った。			南部農林土木事務所
2	平成31年度経済効果諸係数算定業務	農業農村整備事業における経済効果算定に係る諸係数の算定を行う。	993	○			当該団体は、全国土地改良事業団体連合会という全国的なネットワークを有しており農業農村整備事業における経済効果算定に関する情報収集を行うのが有利である。			村づくり計画課
3	瀬名波地区権利関係調査業務	瀬名波地区の区画整理事業における換地に伴う権利関係の調査を行う。	972	○			本業務は事業採択後の換地業務を見据えて行う調査である。換地業務は、「換地業務における土地改良換地士の関与の範囲の拡大について」(最終改正：平成23年4月1日付け22農振第2323号)において、土地改良換地士の関与を求めており、換地業務の経費算定基準においても土地改良換地士及び換地業務の実務経験が定められている。また、換地業務は、土地改良事業(区画整理)の実施において必要な業務であり、専門的知識を有する土地改良事業団体連合会へ委託している。単年度ごとの契約ではあるが、成果の積み上げが最終的な換地計画となるため、業務の継続性が重要である。沖縄県土地改良事業団体連合会は、土地改良事業の計画、測量設計、換地業務を総合的に実施している機関であり、特に換地業務に関しては、有資格者を多数有しており、併せて数多くの換地業務実績がある。そのため、信頼性は高く、随意契約をすることにより業務の適正かつ円滑な執行を図ることができる。以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき沖縄県土地改良事業団体連合会と随意契約を行った。			中部農林土木事務所
4	与那良原地区設計業務(H31)	与那良原地区完了に向けての残工事を把握するため工事数量と図面及び関係書類を作成する。	486		○		地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用し、随意契約を行う。見積依頼業者は農業農村整備事業等における当初計画策定業務、実施設計業務に精通しており業務の適正かつ円滑な執行が期待できる。			八重山農林水産振興センター
5	宮古島市増原地区換地業務	土地改良法及び換地計画実施要領その他関係法令に基づき換地業務を行う。	1,998	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			宮古農林水産振興センター

6	宮古島市魚口地区 換地業務	土地改良法及び換地計画実施要領 その他関係法令に基づき換地業務 を行う。	1,474	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内 で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団 体連合会のみであるため。		宮古農林水 産振興センター
7	宮古島市イリノソ 地区換地業務	土地改良法及び換地計画実施要領 その他関係法令に基づき換地業務 を行う。	14,128	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内 で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団 体連合会のみであるため。		宮古農林水 産振興センター
8	多良間村カッジョウ 地区換地業務	土地改良法及び換地計画実施要領 その他関係法令に基づき換地業務 を行う。	1,558	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内 で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団 体連合会のみであるため。		宮古農林水 産振興センター
9	宮古島市長中地区 換地業務	土地改良法及び換地計画実施要領 その他関係法令に基づき換地業務 を行う。	17,085	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内 で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団 体連合会のみであるため。		宮古農林水 産振興センター
10	宮古島市福嶺南地 区換地業務	土地改良法及び換地計画実施要領 その他関係法令に基づき換地業務 を行う。	864	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内 で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団 体連合会のみであるため。		宮古農林水 産振興センター
11	宮古島市狭間地区 換地業務	土地改良法及び換地計画実施要領 その他関係法令に基づき換地業務 を行う。	2,603	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内 で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団 体連合会のみであるため。		宮古農林水 産振興センター
12	宮古島市更竹地区 換地業務	土地改良法及び換地計画実施要領 その他関係法令に基づき換地業務 を行う。	4,752	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内 で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団 体連合会のみであるため。		宮古農林水 産振興センター
13	宮古島市ウヅラ嶺 地区換地業務	土地改良法及び換地計画実施要領 その他関係法令に基づき換地業務 を行う。	1,388	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内 で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団 体連合会のみであるため。		宮古農林水 産振興センター
14	宮古島市真良瀬嶺 地区換地業務	土地改良法及び換地計画実施要領 その他関係法令に基づき換地業務 を行う。	1,976	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内 で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団 体連合会のみであるため。		宮古農林水 産振興センター
15	宮古島市山底地区 換地業務	土地改良法及び換地計画実施要領 その他関係法令に基づき換地業務 を行う。	1,479	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内 で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団 体連合会のみであるため。		宮古農林水 産振興センター
16	宮古島市西原第3 地区換地業務	土地改良法及び換地計画実施要領 その他関係法令に基づき換地業務 を行う。	14,740	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内 で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団 体連合会のみであるため。		宮古農林水 産振興センター
17	宮古島市福地地区 換地業務	土地改良法及び換地計画実施要領 その他関係法令に基づき換地業務 を行う。	1,065	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内 で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団 体連合会のみであるため。		宮古農林水 産振興センター
18	宮古島市西中底原 地区換地業務	土地改良法及び換地計画実施要領 その他関係法令に基づき換地業務 を行う。	3,309	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内 で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団 体連合会のみであるため。		宮古農林水 産振興センター

19	宮古島市下南地区 換地業務	土地改良法及び換地計画実施要領 その他関係法令に基づき換地業務 を行う。	897	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内 で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団 体連合会のみであるため。		宮古農林水 産振興センター
20	宮古島市上区西地 区換地業務	土地改良法及び換地計画実施要領 その他関係法令に基づき換地業務 を行う。	1,490	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内 で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団 体連合会のみであるため。		宮古農林水 産振興センター
21	宮古島市上地中部 地区換地業務	土地改良法及び換地計画実施要領 その他関係法令に基づき換地業務 を行う。	3,245	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内 で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団 体連合会のみであるため。		宮古農林水 産振興センター
22	土地改良専門技術 者 調査報告書作成業 務	土地改良事業計画等の審査の適正 化と事業の円滑な実施を図るため、 専門的技術を有する技術者が調 査、 報告書を作成する。	1,206	○			各種の土地改良事業専門技術者が在籍しているのは当 該団体のみであり、特に換地業務に関する業務を実施し ているのは県内で当該団体のみである。	○	資格者及び報告書作成に 関する経験が豊富で実績 がある土地改良専門技術 者に委託した
23	米節東地区設計 業務(H31)	米節東地区完了に向けての残工事 量を把握するため工事数量と図面 及び関係書類を作成する。	918		○		地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用し、 随意契約を行う。見積依頼業者は農業農村整備事業等 における当初計画策定業務、実施設計業務に精通して おり業務の適正かつ円滑な執行が期待できる。		八重山農林水 産振興センター
24	石垣市大座地区 換地業務	土地改良法及び換地計画実施要領 その他関係法令に基づき換地業務 を行う。	1,650	○			換地業務は、「換地業務における土地改良換地士」の 関与の範囲の拡大について(最終改正:平成23年4月1 日付け22農振第2323号)において、土地改良換地士及 び換地業務の実務経験が定められている。また換地業 務は単年度ごとの契約ではあるが、成果の積み上げが 最終的な換地計画となるため、業務の継続性が重要とな る。沖縄県土地改良事業団体連合会は、土地改良事業 の計画、測量設計、換地業務を総合的に実施している機 関であり、特に換地業務に関しては、有資格者を多数有 しており、併せてこれまでの数多い地区の換地業務実績 に基づいて信頼性を参酌し、随意契約をすることにより 業務の適正かつ円滑な執行を図ることができる。 以上の理由により随意契約(地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号)を行う。		八重山農林水 産振興センター

25	竹富町与那良原地区 換地業務	土地改良法及び換地計画実施要領 その他関係法令に基づき換地業務 を行う。	7,700	○			<p>換地業務は、「換地業務における土地改良換地士」の 関与の範囲の拡大について(最終改正:平成23年4月1 日付け22農振第2323号)において、土地改良換地士及 び換地業務の実務経験が定められている。また換地業 務は単年度ごとの契約ではあるが、成果の積み上げが 最終的な換地計画となるため、業務の継続性が重要とな る。沖縄県土地改良事業団体連合会は、土地改良事業 の計画、測量設計、換地業務を総合的に実施している機 関であり、特に換地業務に関しては、有資格者を多数有 しており、併せてこれまでの数多い地区の換地業務実績 に基づいて信頼性を参酌し、随意契約をすることにより 業務の適正かつ円滑な執行を図ることができる。 以上の理由により随意契約(地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号)を行う。</p>			八重山農林水 産振興センター
26	与那国町南帆安地区 換地業務	土地改良法及び換地計画実施要領 その他関係法令に基づき換地業務 を行う。	3,080	○			<p>換地業務は、「換地業務における土地改良換地士」の 関与の範囲の拡大について(最終改正:平成23年4月1 日付け22農振第2323号)において、土地改良換地士及 び換地業務の実務経験が定められている。また換地業 務は単年度ごとの契約ではあるが、成果の積み上げが 最終的な換地計画となるため、業務の継続性が重要とな る。沖縄県土地改良事業団体連合会は、土地改良事業 の計画、測量設計、換地業務を総合的に実施している機 関であり、特に換地業務に関しては、有資格者を多数有 しており、併せてこれまでの数多い地区の換地業務実績 に基づいて信頼性を参酌し、随意契約をすることにより 業務の適正かつ円滑な執行を図ることができる。 以上の理由により随意契約(地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号)を行う。</p>			八重山農林水 産振興センター

27	宜野座村赤土等防止対策マスタープラン策定業務(R1)	宜野座南東海域における農地赤土等流出防止対策マスタープランの作成。	4,125	○			<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し随意契約。</p> <p>今後の農地対策マスタープラン見直し及び赤土対策管理を一元的に行うことが必要であること及び赤土対策進捗管理システムを地理情報等のプラットフォームとして民間事業者への赤土対策進捗管理システム活用の方法などのシステム構築が必要とされていることから、水土里情報システムをベースとして一体的な各種データやシミュレーション実施のため、プログラムの構築・開発・管理を行っている沖縄県土地改良事業団体連合会と随意契約を行うことが適当である。</p>			北部農林水産振興センター
28	西原第3地区農道台帳作成業務	西原第3地区の農道の適正な管理及び改良に資するための農道台帳を作成。	2,510	○			<p>「農道台帳の作成及び管理」は、農林水産省より各都道府県の土地改良事業連合会を活用するよう指導がある。当該農道の財産は、今後宮古島市へ移管する予定であり、沖縄県土地改良事業連合会が一括して農道台帳の管理を引き受けている。また、同団体は当該業務遂行に必要な専門技術者も多数有していることから、本業務のより適性で円滑な執行ができるため、相手方として選定した。</p>			宮古農林水産振興センター
29	真壁南・名城地区農道台帳作成業務(R1)	真壁南・名城地区の農道の適正な管理及び改良に資するための農道台帳を作成。	5,500	○			<p>1. 「農道台帳の作成及び管理」は、農水省構造改善局長通達により「一貫した体制の下統一的に実施することが重要である」として、各都道府県の土地改良事業団体連合会を活用するよう指導がある。</p> <p>2. 沖縄県土地改良事業団体連合会は、当該事業遂行に必要な専門技術者も多数有しているので、正確性、信頼性及び迅速な業務遂行が期待できる。</p>			南部農林土木事務所
30	旧幕下第5地区積算参考資料作成業務(R1)	旧幕下第5地区の工事発注に必要な設計図書の作成。	3,080	○			<p>工事設計図面及び数量計算書等を精査して積算書を作成し発注者を支援することが主な業務内容であり、国の農業農村整備事業工事に係る品質確保対策沖縄地方協議会から「農業農村整備事業発注者支援機関」の認定を受けたところは沖縄県土地改良事業団体連合会以外にないことから、随意契約に付した。</p>			南部農林土木事務所

31	川平第2地区農道台帳作成業務	川平第2地区の農道の適正な管理及び改良に資するための農道台帳を作成。	1,650	○			<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し随意契約。</p> <p>本業務は、県営農地保全整備事業 川平第2地区(平成22年～平成31年度)にて整備した農道施設の農道台帳の作成を行うものである。当該農道の財産は、今後伊江村に移管する予定であり、沖縄県土地改良事業団体連合会が一括して農道台帳の管理を引き受けている。農道台帳の作成及び管理は、農林水産省構造改善局通達(平成2年3月22日・構改D第46号及び平成3年8月20日・3構改D第510号)により「一貫した体制の下統一的に実施することが重要である」として各都道府県の土地改良事業団体連合会を活用するよう指導がある。沖縄県土地改良事業団体連合会は、当該事業遂行に必要な専門技術者も多数有しているので本業務のより適性で円滑な執行ができる。</p>			北部農林水産振興センター
32	ミースイ・唐小堀地区積算参考資料作成業務(R1)	ミースイ・唐小堀地区の工事発注に必要な設計図書の作成。	968	○			<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用し随意契約。</p> <p>本業務は、ミースイ・唐小堀地区の工事発注にかかる積算参考資料作成を行う業務である。沖縄県土地改良事業団体連合会は、H29年度、H30年度のミースイ・唐小堀地区畑地かんがい施設測量設計業務を受注しており当地区について熟知していることや、発注者支援機関として認定されているため、有効な成果が期待できるものと判断し選定した。</p>			北部農林水産振興センター
33	赤土等流出防止対策状況調査委託業務	ドローンを用いた静止画、動画を活用した植栽状況や保全対策実施状況について効率的にデータ更新を実施し、赤土流出危険度マップを作成。	29,931	○			<p>本業務は、平成25年～26年度に県村づくり計画課が一括交付金を活用して構築した「赤土対策進捗管理システム」の農地情報を更新し、農業環境コーディネーターの活動を支援することで、赤土等流出防止対策の推進することを目的としている。</p> <p>今回委託を予定している業務については、水土里情報システムと一体的に構築されている赤土対策進捗管理システムの農地情報を更新するものであり、水土里情報ネットを一元的に管理運用している土地改良事業団体連合会のみが実施することができることから、契約の相手方として選定した。</p>	○	ドローンを用いた業務に関する経験が豊富で実績がある(株)okicomに委託した	営農支援課

34	石垣1期地区農道台帳作成業務(R1)	石垣1期地区の農道の適正な管理及び改良に資するための農道台帳を作成。	583	○			地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約を行う。 ・「農道台帳の作成及び管理」は、農林水産省構造改善局通達(平成2年3月22日、構改D第46号及び平成3年8月20日、3構改第510号)により「一貫した体制の下、統一的に実施する事が重要である」として各都道府県の土地改良事業連合会を活用するよう指導がある。 ・当該農道の財産は、今後関係機関(石垣市)に移管する予定であり、沖縄県土地改良事業団体連合会が一括して農道台帳の管理を引き受けている。 ・沖縄県土地改良事業団体連合会は、当該事業遂行に必要な専門技術者も多数有しているため、本業務により適正で円滑な執行ができる。			八重山農林水産振興センター
35	令和元年度赤土対策進捗管理システム入力作業委託業務	赤土対策進捗管理システムの入力作業を行い、沖縄県赤土等流出防止対策基本計画の評価に向け、赤土流出防止削減量の算定を行う。	968	○			本業務は、平成30年度に実施した赤土流出防止の土本的対策の成果を赤土対策進捗状況管理システムに入力し、「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」の評価に係る基礎資料をする作成する業務である。 赤土対策進捗状況管理システムは、平成25年度から26年度にかけて、水土里情報システム(以下、GIS)を基盤に開発した そのため、当該業務はGISを一元的に管理・運用している沖縄県土地改良事業団体連合会のみが実施することができることから、同団体を契約の相手方として選定した。			農地農村整備課
36	平成31年度水利施設ストックマネジメントシステムデータ更新業務	水利施設の機能保全に係る情報を組み込み、データベースを更新し、また、関係機関とのデータ共有に係るしすてむ構成の改善を図る	2,981	○			契約相手方が所有するシステムを基盤に開発したシステムのデータ更新業務であり、委託できる業者等が、当該団体に限られる。			農地農村整備課
37	宮古島市西新生地区換地業務	土地改良法及び換地計画実施要領その他関係法令に基づき換地業務を行う。	12,430	○			本業務の要件となる土地改良換地土を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			宮古農林水産振興センター
合計			156,717	33	3	0		2		